

Nirvana Yoga Studio 会員規約

第1条 (Nirvana Yoga Studio会員の定義)

会員とは当スタジオの会員登録をしていることを前提に、本規約を同意の上、規定の手続きを完了後、当スタジオで承認した方とします。

第2条 (会員の義務)

会員は本規約を厳守するものとします。

第3条 (地位の譲渡等の禁止)

会員は、会員としての地位および当スタジオで取得した一切の権利を譲渡、転賃、担保差入等形態の有無を問わず処分することはできません。

第4条 (会員の禁止行為)

1. レッスン中の途中参加

レッスンは準備運動、ストレッチ等から始めていきます。

それらをやらずに途中参加でヨガをすることは怪我の原因ともなるので、認めておりません。

2. 香水等の過剰な匂いの禁止

当スタジオでは五感（視覚、聴覚、臭覚、触覚、味覚）を大事にしています。

特にヨガ中の強い香りは瞑想等の邪魔となりますので、ご遠慮ください。

また当スタジオでレッスンの参加は無理と判断した場合は受講をお断りする場合があります。

3. 病中の参加の禁止

特に伝染性の高い病気（インフルエンザ等）の場合他の会員さんの迷惑となるので、来店はご遠慮ください。

4. 録画・録音の禁止

許可での録音・撮影を禁止いたします。

5. 勧誘・販売等の禁止

当スタジオではヨガ＝宗教とは考えておりません。

宗教その他当スタジオと関係のないセミナー、講習会等の勧誘を禁止いたします。

当スタジオ内での無許可での物販を禁止いたします。

6. 誹謗・中傷の禁止

第三者及び当スタジオを誹謗、中傷する行為および公序良俗に反する行為を禁止します。

7. その他、当スタジオが不適切と判断した行為

第5条

会員が第4条で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は当該会員に帰属し当スタジオは

一切の責任を負わないものとする。

第6条

会員が第4条で禁止する行為により故意または当スタジオの運営に障害をもたらした場合、当該会員

は当スタジオに対し損害を賠償しなければならないものとします。

第7条 (退会および会員資格の抹消)

1. 会員は、当スタジオが定める退会手続きを経ることにより、契約義務期間をのぞき自由

に退会できるものとします。

2.以下の項目に該当する場合、当スタジオは当該会員への事前通知、承諾なしに会員資格を抹消できるものとします。

- イ.第4条で定める禁止事項に該当した場合
- ロ.当スタジオが認めない不正な行為があった場合
- ハ.本規約の定めのあるいずれかに違反した場合
- ニ.当スタジオに対する妨害行為があった場合
- ホ.2年以上当スタジオのご利用がない場合
- ヘ.会員の死亡が確認された場合
- ト.その他当スタジオが不適切と判断した場合

3.資格を抹消する場合、その会員が当スタジオで保有するすべての権利を抹消するものとします。

第8条（規約の変更）

当スタジオは、会員への事前通知、承諾なしに本規約を随時変更することができるものとします。

変更の内容については、本サービスのHPに1ヶ月間表示した時点で、全ての会員が了承したものと

とみなします。但し、この期間の経過を待たずに第三者に不利益を及ぼす恐れのある場合等、

不測の事態が予想される場合は、上記期間の経過を待たずに規約変更が実施されたものとします。

第9条（営業に関して）

天災等により営業ができなくなった場合。

スタジオの緊急工事等により営業できなくなった場合

以上の場合には事前の通知なしに実地されます。

その他営業日、営業時間、休日はホームページまたは店頭での通知でお知らせいたします。

第10条（フルタイムパス及び月謝に関して）

1.パス会員は契約月（月途中での入会はその翌月）より契約期間を継続して月会費を支払う物とする。

2.継続義務を過ぎた月以降は退会の申請が無い限り、会員登録を更新するものとみなし、自動引落しは継続される。

3.引き落とされる銀行口座の資金不足により引落しが出来なかった場合、速やかに会費を店頭にて支払わなければならない。

4.銀行口座の変更があった場合、速やかに店頭にて登録をしなくてはならない。

5.銀行口座の資金不足などにより、入金が無かった場合、仮に当スタジオの利用がなくとも会費を払わなくてはならない。

6.継続義務期間が過ぎた後であろうとも銀行口座の資金不足などで入金がされず、店頭にて会費の支払いがされないままエラーが続く場合は退会とみなすが、

退会手続きまでの間に生じた月会費は払わなくてはならない。

7.フルタイムパスは1日1クラスまでとし、2クラス目以降は追加料金1200円/1クラスがかかります。

第11条（自動引落しの停止に関して）

1.当スタジオが定める退会手続きと同時に自動引落しを停止するものとする。

- 2.自動引落しの停止は停止をする前の月の10日までに当スタジオの定める退会手続きを済ませなくてはならない。
- 3.当スタジオの利用がなくとも、引き落とされた月会費はいかなる理由があろうと返金はされない。

第12条（回数券に関して）

- 1.会員さんの都合による回数券の払い戻しはありません。
- 2.回数券は使い初めより有効期限が発生いたします。
- 3.仮にスタジオが閉鎖となりましても未使用の回数券の払い戻しはございません。
- 4.紛失されたとしても再発行はしません。自身で管理してください。